

全老健第 20-149 号

平成 20 年 7 月 14 日

会 員 各 位

社団法人全国老人保健施設協会
会 長 川合 秀治
(公 印 省 略)

「消費生活用製品の重大事故に係る公表について（注意喚起）」
「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」
「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」（番号
差し替えについて）」の送付について

上記資料3点が、厚労省より当協会宛に通知されましたので、別添の通りお知らせ致します。

本件につきましては、下記の通り、当協会ホームページよりダウンロードできるよう手配致しましたので、必要に応じ、ダウンロードしていただき貴施設運営にご活用頂ければ幸甚に存じます。

また、「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」（番号差し替えについて）」につきましては、②「基安労発第 0619001 号の 3」を「基安労発第 061900 の 3 号」に訂正 のみが該当し、本文の内容及び表現等についての変更は無いことを申し添えます。

記

全老健ホームページ

<http://www.roken.or.jp/member/mhlw/main.htm>

以上

平成20年6月30日

関係各位 殿

メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について

平成20年6月19日付けで送付しました標記について、番号の誤りがありましたので、差し替えていただきたく、訂正分を送付しますので宜しく御願いたします。

なお、誤りの箇所は番号のみで次のとおりとなります

- ① 「基安労発第0619001号の2」を「基安労発第0619002号」に、
- ② 「基安労発第0619001号の3」を「基安労発第0619003号」に、
- ③ 「基安労発第0619001号の4」を「基安労発第0619004号」に、
- ④ 「基安労発第0619001号の5」を「基安労発第0619005号」に、

それぞれ訂正いたしました。

その他、本文の内容及び表現等についての変更はございません。

大変ご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。

お許し下さい。

今後とも宜しく御願いたします。

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課 健康班担当（杉山、成毛）
〔電話番号 03-5253-1111（内線 5492）〕



基安労発第0619003号

平成20年6月19日

経営者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について

平素は、労働衛生行政の推進に多大なる御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、職場におけるメンタルヘルス対策については、平成20年度を初年度とする労働災害防止計画においても「過重労働による健康障害防止対策を講じた上で、労働者一人ひとりの気づきを促すための教育、研修等の実施、事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進すること」を重点として対策を推進しているところです。

とりわけ、メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応はメンタルヘルス対策上、重要であるため、メンタルヘルス不調を感じた労働者がいつでも相談できる相談体制の整備とともに、相談時においてメンタルヘルス不調を把握した場合には、迅速に医療機関等に取り次ぎできる仕組みの構築が必要なところです。

このようなことから、事業場に対して、メンタルヘルスの相談担当者の配置や事業場外資源の有効な活用についての啓発指導を行うとともに、事業場外資源のうち、メンタルヘルス相談の専門機関（以下「相談機関」という。）に関し、一定の要件を満たしたものについて登録・公表することにより、メンタルヘルスに係る優良な事業場外資源の確保を図り、その利用を促進することとしているところです。

今般、上記相談機関の登録基準を別紙1のとおり定めるとともに、平成20年度にあっては「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」を別紙2のとおり独立行政法人労働者健康福祉機構に委託して実施することとしております。

つきましては、貴会におかれましては、本事業に御理解を賜りますとともに、本事業の積極的な活用について会員への周知等に特段の御協力をお願い申し上げます。

おって、本件につきましては、別途、独立行政法人労働者健康福祉機構より貴会あて協力依頼することとしておりますことを申し添えます。